

平成31年度砺波市中小企業融資制度

平成31年4月1日現在

	砺波市			富山県			日本政策金融公庫
	中小企業短期資金	中小企業振興資金	創業者支援資金	富山県中小商工業 小口事業資金		富山県中小企業融資制度 緊急経営改善資金(小口枠)	マル経融資(経営改善貸付)資金
融資対象者	・市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 ・市税等を滞納していない。			・同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を市内で営むため資金を必要とする者(創業後1年以内とする) ・市税等を滞納していない。		・市内で1年以上同一の事業を営んでいる事業者・従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人)以下の事業者 ・市税等を滞納していない。	
融資期間(うち据置期間)	運転資金 7か月以内	運転資金 5年以内(6か月以内) 設備資金 10年以内(1年以内)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内)	運転資金 5年以内(うち6か月以内) 設備資金 7年以内(うち6か月以内)	運転資金 5年以内(うち6か月以内) 設備資金 7年以内(うち6か月以内)	県小口事業資金の借換 10年以内(1年以内)	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(2年以内)
預託期間()は融資実行月分	4.1～10.31(1・2月分) 6.1～12.31(3・4月分) 8.1～12.31(5・6月分) 11.1～3.31(7・8・9月分) 2.1～3.31(10・11・12月分)	4.1～3.31(10～2月分) 7.1～3.31(3・4・5月分) 11.1～3.31(6～9月分)	4.1～3.31(10～2月分) 7.1～3.31(3・4・5月分) 11.1～3.31(6～9月分)	4.1～3.31	4.1～3.31	4.1～3.31	
融資申込受付	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
融資限度額	500万円 振興資金とは別枠	1,500万円 1事業者2口まで 短期資金とは別枠	2,000万円	零細小口枠との合計で 2,000万円 1事業者2口まで	既存の保証付融資残高との合計で 2,000万円 1事業者2口まで	2,000万円	2,000万円
貸付利率	1.70%	1.80%	1.80%	1.8%以内	1.8%以内⇒1.75%以内	1.7%以内	変動金利
償還方法	金融機関の定めるところによる	元金均等月賦	元金均等月賦	金融機関の定めるところによる。返済方法は、分割返済とする。	金融機関の定めるところによる。返済方法は、分割返済とする。	金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付すこと。	原則として月賦
預託方法	決済用預金	決済用預金	決済用預金	決済用預金	決済用預金	決済用預金	
預託利率	無利子 全額保護	無利子 全額保護	無利子 全額保護	無利子 全額保護	無利子 全額保護	無利子 全額保護	
協調倍率	4倍	4倍	4倍	6倍	6倍	6倍	
預託額	融資総額の1/4以内	融資総額の1/4以内	融資総額の1/4以内	融資総額の1/6以内	融資総額の1/6以内	融資総額の1/6以内	
保証料率	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	0.60%	0.70%	0.35%～1.05%	
保証料補助	なし	全額 2023年3月31日まで延長 借換えの場合、一括返済で返戻された保証料を差し引いたもの	全額 2023年3月31日まで延長	全額 2023年3月31日まで延長 借換えの場合、一括返済で返戻された保証料を差し引いたもの	全額 2023年3月31日まで延長 借換えの場合、一括返済で返戻された保証料を差し引いたもの	全額 2023年3月31日まで延長 一括返済で返戻された小口事業資金の保証料を差し引いたもの	
責任共有制度	有	有	有	有	無	有	
利子補給		設備資金のみ 2分の1以内(2年分) 2023年3月31日まで	空き店舗対策対象分のみ 2分の1以内(2年分)				2分の1以内(2年分) 2023年3月31日まで
融資申込窓口	市内金融機関を経由して、市商工観光課			市内金融機関を経由して、商工会議所又は商工会、市商工観光課			商工会議所・商工会
その他	・借換えは同一金融機関とする。 ・事前に融資の有無の商工観光課に確認する。			・同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を市内で営むため資金を必要とする。(創業後1年以内とする)		・借換えは同一の金融機関とする。 この制度は平成19年10月1日から取扱い開始(責任共有制度の導入に伴い、創設されたもの)	

注1) 預託期間における開始日及び終了日が休業日となる場合、開始日にあつては次の営業日から開始するものとし、終了日にあつては、直前の営業日をもって終了するものとする。

注2) 短期資金・振興資金・創業者支援資金の預託における金融機関から市への融資申込報告書の提出期限は、各々の預託開始日の前月10日までとする。

注3) 責任共有制度については、セーフティネット保証1号～6号の認定を受けたもの等は対象外

注4) 資金の融資を受ける際には、保証協会の保証を受ける必要があります(短期資金を除く)